

契約保証金関係書類提出の際の留意事項

落札者（随意契約における相手方含む。）は、特に指示がない限り、次の①～⑤のいずれかの保証を選択し、落札決定の日の翌日から7日以内に、関係書類を契約書に添えて提出してください。（仮契約の場合は、別途連絡します。）

①銀行又は金融機関の保証

○提出書類：保証書

※債務不履行時に契約金額の一割を市に支払うことを保証する内容のもの。

※保証期間は、契約期間を満たすこと（**契約締結日含む**）。

※工期又は履行期間が延長された場合は、保証期間の延長手続きを行い、変更後の保証書を工事担当課へ提出してください。

②保証事業会社の保証

○提出書類：保証書

※債務不履行時に契約金額の一割を市に支払うことを保証する内容のもの。

※保証期間は、契約期間を満たすこと（**契約締結日含む**）。

※保証事業会社の保証を受ける場合は、前払金の保証を受ける必要があります。

※工期又は履行期間が延長された場合は、保証事業会社へ報告してください。

③公共工事履行保証(履行ボンド)

○提出書類：公共工事履行保証証券

※契約金額の一割相当の保証とする。

※保証期間は、契約期間を満たすこと（**契約締結日含む**）。

※保証申し込みの際に、「金銭的保証」と「役務的保証」のうち、「金銭的保証」を選択すること。

※工期又は履行期間が延長された場合は、保証期間の延長手続きを行い、変更後の保証書を工事担当課へ提出してください。

④履行保証保険

○提出書類：履行保証保険証券

※契約金額の一割相当の保険とする。

※保証期間は、契約期間を満たすこと（**契約締結日含む**）。

※工期又は履行期間が延長された場合は、保証期間の延長手続きを行い、変更後の保証書を工事担当課へ提出してください。

⑤現金納付

○提出書類：領収書の写し

※納付金額は契約金額の一割以上とする。

※納付書を事前に作成する必要があるため、契約日（契約書提出日）の前日までに、契約課工事契約係に連絡し、納付書の作成を依頼すること。

※①～④の保証の申込み方法は、各取扱機関（取引銀行、損害保険会社、保証事業会社等）に御相談ください。

建設工事及び建設コンサル等業務委託請負契約書の印紙税額一覧

令和6年4月1日

「建設工事」及び「建設コンサル等業務委託」の請負契約書に係る印紙税額は次のとおりです。
（「印紙税法別表第1号第2号」及び「租税特別措置法第91条第3項」参照。）
なお、印紙税の詳細については「[国税庁ホームページ](#)」をご覧ください。

※下表の「契約金額」については、次の点にご留意ください。

「課税事業者」は、入札金額で判断してください。

「免税事業者」は、入札金額に100分の10を加算した額で判断してください。

○建設工事

契約金額（※）		印紙税額
1万円未満		非課税
1万円以上	100万円以下	200円
100万円を超え	200万円以下	200円
200万円を超え	300万円以下	500円
300万円を超え	500万円以下	1,000円
500万円を超え	1千万円以下	5,000円
1千万円を超え	5千万円以下	10,000円
5千万円を超え	1億円以下	30,000円
1億円を超え	5億円以下	60,000円
5億円を超え	10億円以下	160,000円
10億円を超え	50億円以下	320,000円
50億円超		480,000円

- ・100万円超は、軽減後の額（網掛け部分）。
- ・令和9年3月31日までに作成される建設工事請負契約書が対象。

○建設コンサル等業務委託

契約金額（※）		印紙税額
1万円未満		非課税
1万円以上	100万円以下	200円
100万円を超え	200万円以下	400円
200万円を超え	300万円以下	1,000円
300万円を超え	500万円以下	2,000円
500万円を超え	1千万円以下	10,000円
1千万円を超え	5千万円以下	20,000円
5千万円を超え	1億円以下	60,000円
1億円を超え	5億円以下	100,000円
5億円を超え	10億円以下	200,000円
10億円を超え	50億円以下	400,000円
50億円超		600,000円